

DX・AI支援ガイド・導入事例集作成事業業務

仕様書

1 本業務の目的

県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXの取組状況について消極的な回答した企業が48%であり、また、「DX動向2025」によれば、中小企業におけるAI活用はいまだに著しく低い状況となっている。その要因として、約40%の企業が、「導入の効果が分からない・業務内容に合ったデジタルツール・サービスが見つからない」と回答しており、情報提供や支援体制に課題が生じている。

このような状況から、中小企業のDXやAI活用の推進を支援する県内ITベンダー等の情報や提供するソリューションを紹介するガイドの作成及び、県内の中小企業等におけるDX・AI活用の先進的な導入事例集を作成し、ウェブサイト等での公表や情報提供を実施する。

2 委託業務名

DX・AI支援ガイド・導入事例集作成事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和9年1月29日（金）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 業務概要

(1) DX・AI支援企業調査・支援ガイド作成

中小企業等を対象にDX・AI活用の推進に向けたソリューションの提供や導入支援等を行う県内ITベンダー等の支援内容等を取りまとめた支援ガイドを作成するためのアンケートやヒアリング調査を実施すること。

調査に係る一連の業務を行うこととし、以下の(ア)～(ウ)に基づき実施すること。

(ア) 調査方法

県内に本店又は支店等を有するITベンダー等をリストアップしたうえで、アンケート調査を実施すること。

アンケート調査の回答で支援ガイドへの掲載を希望する企業及び、県が実施する掲載希望企業の募集に対し応募があった企業に対し、訪問またはWeb会議等にて

支援内容の詳細を確認するためのヒアリング調査を実施することとし、必要に応じて県も同席することとする。

対象企業や調査の実施方法、様式等は県へ提案し、承認を得ること。

なお、掲載する企業は別途県の定める誓約事項を遵守する者とする。

(イ) 調査内容

以下の項目を例に、その他利用する企業等に有用と考えられる項目を県へ提案し、承認を得ること。

- ① 企業概要
- ② 事業内容・取扱製品やサービス情報
- ③ 対応可能な分野、業種
- ④ 主要な取引先の業種、得意分野
- ⑤ 支援事例、実績
- ⑥ ウェブサイトや連絡先
- ⑦ 写真や図表

(ウ) 支援ガイドの作成

調査結果を取りまとめ、県のウェブサイトで公開することを想定した支援ガイドを100社以上作成することとし、様式等は県との協議のうえ決定するものとする。

調査結果については、公開前に対象企業に内容確認をすること。

なお、ウェブサイトへの公開作業は県が実施する。

(2) 県内企業DX・AI導入事例集作成

県内の中小企業等でDX・AI活用の先進的な事例を取りまとめた事例集を作成するためのヒアリング調査を実施すること。

調査に係る一連の業務を行うこととし、以下の(ア)～(エ)に基づき実施すること。

(ア) 調査方法

県内に本店又は支店等を有し、DX・AI活用に取り組んでいる中小企業等を選定すること。対象企業の選定にあたっては、企業の所在地や業種、導入ソリューション等が偏らないよう考慮すること。

事例を公表可能な企業に対して、原則現地訪問にて詳細を確認するためのヒアリング調査を実施することとし、必要に応じて県も同席することとする。

具体的な企業選定方法やヒアリング調査の実施方法、様式等は県へ提案し承認を得ること。

(イ) 調査内容

以下の項目を例に、その他利用する企業等に有用と考えられる項目を県へ提案し、承認を得ること。

- ① 企業概要

- ② 事業内容・業務課題・導入経緯
- ③ 導入ソリューション概要
- ④ 導入時の課題・導入後の効果
- ⑤ 今後の展望
- ⑥ ウェブサイトや連絡先
- ⑦ 写真や図表

(ウ) 事例集の作成

調査結果を取りまとめ、県のウェブサイトで公開することを想定した事例を50社以上作成することとし、様式等は県との協議のうえ決定するものとする。

調査結果については、公開前に対象企業に内容確認をすること。

なお、ウェブサイトへの公開作業は県が実施する。

(エ) 調査結果の分析及び展開

県内の商工団体等の支援機関へ参考資料として配布することを想定し、導入事例の成功要因や課題等を分析・整理した調査結果報告書を作成すること。

(3) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、議事録を作成し提出すること。

(4) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 支援ガイド及び事例集（PDF形式及びワードやエクセル等の元データ）
- (2) 実施報告書（実施記録、調査結果報告書を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和9年1月29日（金）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、調査等の実施中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
- (4) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (6) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (7) 業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (9) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが

生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (11) 契約締結権者は、受注者が(10)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (12) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (13) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (14) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (15) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX推進班 担当：西村、中野

電話：059-224-2318 電子メール：sougyo@pref.mie.lg.jp